

「就学援助 新入学用品費の入学前支給」について（お知らせ）

津南町教育委員会では、経済的理由により、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し援助する制度を行っています。就学援助費のうち、新入学用品費について入学前に支給を行います。新入学用品費の入学前支給を希望される方は、次のとおり申請してください。

※入学前支給は返還となる可能性があります。下記内容をご確認の上、申請してください。

【新入学用品費の入学前支給を受けることができる方】

次のすべての要件に該当する方

- ・町内在住で翌年度に町立小中学校及び県立津南中等教育学校前期課程に入学を予定している園児・児童の保護者
- ・下記就学援助の要件に該当する方

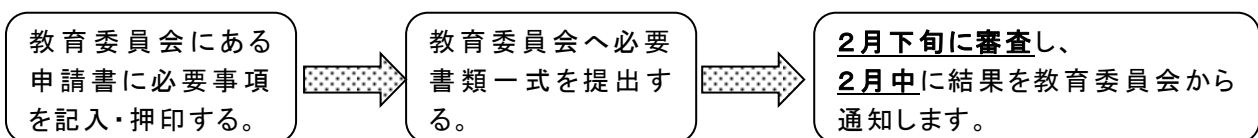
【援助の対象となる世帯】

・次のいずれかに該当する世帯

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ② 世帯全員の町民税が非課税
- ③ 児童扶養手当の支給
- ④ 生活福祉資金の借受け
- ⑤ 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免
- ⑥ 世帯全員の前年総所得額が、町の定める基準以下の世帯

【就学援助の申請・認定方法について】

●申請手続きの流れ



●申請に必要なもの

- (1) 就学援助申請書
- (2) 返還承諾書
- (3) 印鑑・通帳

※就学援助申請書と返還承諾書は教育委員会にありますので、印鑑と通帳（振込先口座の確認のため）を持参の上、教育委員会までお越してください。

【申請期限】 令和6年1月31日（水）（期限厳守）

※期限を過ぎると入学前の支給ができませんのでご注意ください。

【申請場所】 津南町役場2階 教育委員会

（裏面に続く）

【認定について】

令和6年2月中に教育委員会より結果についてお知らせします。
※翌年度に再度認定の可否について判定をいたします。

【支給について】

●支給額（予定）

- ・小学校入学予定者 54,060円
- ・中学校及び中等教育学校入学予定者（小学校6年生） 63,000円

●支給時期

令和6年3月

●支給方法

保護者の口座に直接振り込みます。

【返還について】

就学援助認定基準の一つである前年所得額に関して、入学前支給の場合は、前々年の所得を用いて判定を行い、翌年度に再度前年分の所得を用いて判定を行います。その結果、不認定となった場合は、支給した新入学用品費を返還していただきます。

例 令和6年1月31日までに申請する場合

令和4年分の所得額を用いて判定（令和6年2月）

↓認定になると

令和5年分の所得額を用いて再判定（令和6年6月）

↓結果不認定になると

新入学用品費を返還していただきます。

※入学前支給を行う際は
2度判定を行うため、返
還になる可能性があります。

【その他】

- ・生活保護費受給者は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学用品費の入学前支給申請手続きは必要ありません。
- ・今回申請されなくても令和6年4月以降に申請することができます。
- ・新入学用品費以外の就学援助を受けるため、翌年度4月に再度申請が必要です。

その他ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

就学援助についてのお問い合わせ先

津南町教育委員会 子育て教育班 TEL:765-3118

（津南町役場 2階）